

様式第3号(第4条関係)

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 第1回松川町環境調査員会議
- 2 開催日時 令和5年5月29日(月) 午後7時から 午後7時50分まで
- 3 開催場所 松川町役場2階 協議会室
- 4 出席者氏名 環境調査員10名(敬称略)
[古町区] 竹内 功、[上新井区] 矢澤 秀昭、[名子区] 菅沼 金男、
[大島区] 斉藤 健幸、[上片桐区] 松尾 寿治、土屋 哲二、
[福与区] 田澤 孝夫、[部奈区] 下平 正明、
[生東区] 松澤 明彦、正井 広昭
町長 北沢 秀公
事務局3名 伊藤 孝光、福島 敬彦、塩澤 蓮
- 5 議題(公開又は非公開の別)

不法投棄の現状について	公開
不法投棄巡視と報告について	公開
ご提案、意見交換	公開
不法投棄、野焼きの禁止	公開
- 6 非公開の理由(会議を非公開とした場合)
—
- 7 傍聴人の数
0人
- 8 会議資料の名称
—
- 9 審議の概要
 - (1) 開会 伊藤課長
 - (2) あいさつ 北沢町長
 - (3) 委嘱 北沢町長より各調査員に委嘱状を交付
 - (4) 要綱説明 事務局より環境調査員設置要綱の説明
 - (5) 自己紹介
 - (6) 協議事項

① 不法投棄の現状について

・令和4年度不法投棄の発見状況について事務局、資料により説明

② 不法投棄巡視と報告について

・環境調査員の巡視要領、報告要領について、事務局、資料により説明

③ ご提案、意見交換

(質疑)

調査員:不法投棄をした方は行政指導を受けたのか。本案件で逮捕まではされないのか。

事務局:最終的な結果までは把握していないが、裁判までおこなったうえで、処罰はされたと聞いています。

調査員:各四半期報告の提出締め切りはいつなのか。

事務局:四半期ごとの最終日が締め切りとなりますが、四半期の途中で巡視が終了した場合は必ずしも締め切りを待ってから報告する必要はありません。

調査員:報告書はメールに添付して提出でも良いのか。

事務局:提出媒体を定めてはいません。

調査員:四半期報告について、様式には7回まで記載が可能だが、どの程度巡視を行えば良いのか。

事務局:巡視については特に回数制限はありません。様式の記載欄が不足するようであれば、追加で様式をお渡しします。

調査員:様式は町のホームページに掲載されているのか。

事務局:掲載はしていません。

調査員:ネット設置予定となっているが、いつ設置されるのか。(別紙13行目)

事務局:申し訳ございません。記載誤りです。既に昨年設置しています。

調査員:どの程度の不法投棄まで調査員で対応して、どの程度から役場へ依頼をすれば良いのか。

事務局:決して無理をしないように、可能な範囲内での対応をお願いします。対応が困難なケースは担当への報告をお願いします。

調査員:巡視重点箇所以外にも回らなければいけないのか。

事務局:主に重点箇所の巡視を依頼するが、可能な範囲内での巡視をお願いします。

調査員:軽トラを所持していないため、自家用車で回収予定だが、少量であっても腐敗しているようなものは役場へ回収を依頼しても良いのか。

事務局:無理に回収せずに担当へ報告をお願いします。

調査員:提出書類について、地図と報告書の他に写真等は添付する必要はないのか。

事務局: 写真の提出までは必要ありませんが、写真を添付いただけるととても参考になります。

調査員: その際の写真提出媒体を定めてほしい。国道付近の不法投棄について、目視で確認ができて、回収が困難な場合が多いと思う。そのような場合には、回収はせずに担当への報告のみで良いのか。

事務局: 基本的には危険箇所には町職員が回収に向かうため、担当まで報告をお願いします。

調査員: 報告の趣旨については、毎年同じ箇所を調べてデータ化していくのか、町内全体の不法投棄量を調べるのか、どちらのための調査なのか。

事務局: 町内全体の不法投棄を把握するためです。

調査員: 近所に不法投棄がされている箇所があるが、それも報告書へ載せても良いのか。

事務局: 問題ありません。

④ 不法投棄、野焼きの禁止

事務局、資料により説明

⑤ 報酬について

報酬振込先口座の指定用紙、マイナンバー報告用紙について
会議開始前収集済

(7) 環境審議会の委員の選出について 調査員の中から1名選出

(8) 閉会 伊藤課長 (次回会議 11月下旬予定)